

議案 2

附属機関等の適正化に伴う富士・東部地域保健医療推進委員会の見直しについて

<経緯>

これまで、地域保健医療推進委員会は、附属機関に類するものとして要綱設置の会議体として実施し、

- ・地域保健医療計画に関すること
 - ・救急医療及びべき地医療対策に関すること
 - ・医療資源の共同利用等医療の提供体制に関すること
 - ・市町村保健計画に関すること
- 等

を検討及び協議するとともに必要な連絡調整を行う会議として実施してきた。

また、「地域保健医療推進委員会」が事業実施主体として「病院群輪番制運営事業」を運営し、収支決算事務を行ってきた。

この度、法令設置や条例設置の附属機関と混同されないよう改善し、特に「病院群輪番制運営事業」については、別に位置づけるべきとの見解が示された。

そこで、次のように見直しを検討したい。

1 見直しの方向性

- ①「地域保健医療推進委員会」について、引き続き地域保健医療における意見聴取、政策等への助言、提案、相談の場として開催する。
- ②「病院群輪番制運営事業」の契約及び支払い事務は、代表市町村による運営等、「地域保健医療推進委員会」とは別に実施する。
- ③ただし、病院群輪番制含む救急医療全般（初期救急、二次救急）については、引き続き、地域保健医療推進委員会において意見交換・連絡調整の場を確保する。

2 提示案

上記の見直しについて、12 市町村の事務担当者による検討会（ワーキンググループ）を設置し必要な見直し作業をすすめていく。

別紙 附属機関の見直しに伴う保健医療推進委員会の変更事項



2 保健医療推進委員会所管事項

	現 行	見直し後
構成メンバー	市町村、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、地区看護協会、病院、地区消防本部、養護教諭、食生活改善推進協議会、栄養士会、愛育連合会、患者団体、介護支援専門員協会、保育関係者 等	変更なし
意見聴取・連絡調整	<p>(1) 以下の事項について意見聴取、連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健医療計画 ・救急医療 ・へき地医療 ・医療資源の共同利用 ・市町村保健計画 ・地域の保健指導 ・介護保険関連業務 <p>※</p> <p><u>(2) 病院群輪番制事業の予算案・決算報告の承認</u></p>	<p>(1) 以下の事項について意見聴取、連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健医療計画 ・救急医療 ・へき地医療 ・医療資源の共同利用 ・市町村保健計画 ・地域の保健指導 ・介護保険関連業務